

青森県地方独立行政法人評価委員会について

1 評価委員会の位置付け（地方独立行政法人法）

- 知事の附属機関として設置〔第11条〕
- 評価委員会は、地方独立行政法人の業務実績の評価、知事の認可・承認事項に対する意見の提示など、制度上重要な役割を担う。〔第28条第1項など〕

2 評価委員会の組織等（青森県附属機関に関する条例）

- 組織等〔第3条第1項、第5条、第22条、別表第2〕
 - ・委員5人以内で構成。
 - ・委員は、学識経験を有する者から知事が委嘱。
 - ・委員の任期は2年（再任可）。
 - ・専門の事項を調査審議させるため、専門委員（若干人）を置く。
- 委員長〔第3条第1項、第6条第1項及び第2項、別表第2〕
 - ・委員の互選により選出。
 - ・会議を招集し、議長となる。
- 議事〔第6条第3項及び第4項〕
 - ・開会は、委員等（議事に関係のある専門委員を含む）の過半数の出席が必要。
 - ・議事は、出席した委員等の過半数（可否同数の場合は議長裁決）で決定。

3 評価委員会の業務（地方独立行政法人法）

☆：H28に審議予定の業務

I 地方独立行政法人の業務実績の評価等

- ☆■ 各事業年度に係る業務の実績に関する評価 〔第28条〕
- 中期目標期間に係る業務の実績に関する評価 〔第30条〕

II 知事の事前意見聴取に対する意見の提示

- 業務方法書の認可に関する意見 〔第22条第3項〕
- 中期目標の作成・変更に関する意見 〔第25条第3項〕
- 中期計画の認可に関する意見 〔第26条第3項〕
- 組織及び業務の全般にわたる検討に関する意見 〔第31条第2項〕
- ☆■ 財務諸表の承認に関する意見 〔第34条第3項〕
- ☆■ 剰余金・積立金の特例処理に係る承認に関する意見 〔第40条第5項〕
- 短期借入金の特例処理に係る認可に関する意見 〔第41条第4項〕
- 不用財産の納付等に係る認可に関する意見 〔第42条第5項、第6項〕
- 重要な財産の処分等に係る認可に関する意見 〔第44条2項〕

III 知事に対する意見の申し出

- 役員の報酬等の支給基準に関する意見 〔第56条1項、第49条2項〕

4 平成27年度及び平成28年度の審議スケジュール（予定）

委員会	時期	内容
平成27年度 第4回委員会 (1時間半程度)	2月23日	委嘱状交付、委員長選出 ・委員紹介、法人の概要説明等
平成28年度 第1回委員会 (終日)	7月中旬 ～下旬	○平成27年度業務実績等法人ヒアリング ・委員による質疑、意見、論点整理等 ・評価意見の提出（委員→事務局）
第2回委員会 (終日)	7月中旬 ～下旬	●平成27年度業務実績等法人ヒアリング ・委員による質疑、意見、論点整理等 ・評価意見の提出（委員→事務局）
第3回委員会 (半日)	8月下旬	○●平成27年度財務諸表・剰余金使途の承認 ・委員会意見の決定 ○●平成27年度業務実績評価 ・評価書案の審議・決定
	9月上旬	○●平成27年度業務実績評価結果の法人への通知・知事への報告

○青森県立保健大学 ●青森県産業技術センター